奈良県告示第百三十二号

た。 土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があっ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、新町

令和四年七月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

退任役員の役名、氏名及び住所

11	監事	11	11	11	11	理 事	就任役員の	"	監事	11	11	11	11	理事) イ イ
花内	花内	花内	花内	堀内	谷原	扇田	貝の役名、	萩原	花内	島田	島田	花内	稲田	花内	1
克己	滋治	一夫	勲	隆教	眞人	潤一	氏名及び住	壽夫	克己	勇司	崇	夫	昌克	滋治	1 2 人で付戻
IJ	IJ	IJ	IJ	11	"	葛城市新聞	所	11	11	"	"	11	11	葛城市新聞	F
四一二三	一四三十三	五一一	一三七一一	一一七一二	九三	町六四		一〇七	四一一三	八 一 一	八四	五一一	六八一九	町一四三ー三	